

# 国立大学法人北海道教育大学

## 中期目標

平成16年 5月 26日 文部科学大臣提示

平成18年 3月 30日 文部科学大臣変更提示

平成20年 3月 30日 文部科学大臣変更提示

## 大学の基本的な目標

21世紀に入って日本の国立大学は、国際的水準の視点から教育研究を高度化・活性化し、国民の負託に応えることが強く求められている。その中で、北海道教育大学は、教員養成と地域人材養成に関する国民と北海道民の期待に一層積極的に応えるために、大学の基本的な理念と目標を自ら定め、これに基づいて不断に改革の実を挙げる。

### ○ 北海道教育大学の基本理念

- ・学術の中心として、教育及び人間に関する理論と実践を核に専門的学芸の絶えざる研鑽と発展を図り、時代と社会の切実な要請と国民の負託に積極的に応える。
- ・広く深い専門的学芸の教授と、教育及び人間の実際に関する実践的指導力の涵養とによって、学習主体者としての学生の自発的な学習を積極的に開発し、義務教育諸学校の教員をはじめとして、豊かな人間性をそなえ、創造的に課題解決に取り組み、地域社会で意欲的に活躍できる人材を育成する。
- ・北海道内唯一の総合的な教員養成・研修機関として、また学際的・文化的な分野に関して特色を有する高等教育機関として、北海道内の国立大学等と連携しつつ固有の役割を果たす。
- ・広大な北海道の主要中核諸都市にキャンパスを有する体制を最大限生かし、北海道全域にわたって地域の教育と文化の振興に貢献する。

## I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

- 1 中期目標の期間 平成16年 4月 1日から  
平成22年 3月31日まで

### 2 教育研究上の基本組織

中期目標達成のため、別表に記載する学部及び研究科を置く。

## II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

#### (1) 教育の成果に関する目標

##### 【学士課程】

- ① 現代の教育課題に応じて、豊かな人間性、確かな実践的指導力及び地域・保護者などとの人間関係調整能力等を育成する。
- ② 北海道の地域特性を生かし、へき地・小規模校教育、環境教育などを担いうる能力を養成する。
- ③ 生涯教育、国際理解教育、地域環境教育、情報社会教育及び芸術文化教育の一層の充実を図り、地域社会の担い手となるべき能力を形成する。
- ④ 職業意識を醸成するため、キャリア教育やインターンシップの拡充を図る。

##### 【修士課程及び専門職学位課程】

- ① 研究成果に基づき、現代の教育課題に応える高度の実践的指導力及びカウンセリング能力

など専門的な職業能力を育成する。

- ② 教育現場において指導的役割を果たす人材を養成する。

## **(2) 教育内容等に関する目標**

### **【学士課程】**

- ① 基本理念に即したアドミッション・ポリシーに基づく学生受け入れの方策を適切に講じる。
- ② カリキュラム，入試等に関して大学の教育システムの全学的な統一性を図る。
- ③ 学生の自主的で創造的な学習を促すために，それに相応しい授業設計を行うとともに，学生支援システムと学習環境を整える。
- ④ 学習意欲や学習姿勢の改善につながる成績評価を行う。
- ⑤ 国内の大学と大学教育上の種々の連携を追求する。

### **【修士課程及び専門職学位課程】**

- ① 基本理念に即したアドミッション・ポリシーに基づき，学生受け入れの方策を適切に講じる。
- ② 教育理念及び教育現場に生起する諸課題に応える，専門的な教育内容・方法を追求する。

## **(3) 教育の実施体制等に関する目標**

- ① 教育研究の理念，目標に沿って，教職員の適切な配置を図る。
- ② 教育に必要な設備，図書館，情報ネットワークの整備を図る。
- ③ 学生による授業評価の成果を授業改善とカリキュラム改革に生かすとともに，大学教育改善に関する教員の教授能力向上(ファカルティ・ディベロップメント：FD)を継続的に進め，全教員による大学教育改善の取組を強化する。
- ④ 北海道内の現職教員に対する再教育の課題に応えるため，大学院教育の充実発展を図り，遠隔教育等のより積極的な活用を追求する。将来の必須の課題として，博士課程の設置を目指す。

## **(4) 学生への支援に関する目標**

- ① 学生の修学支援のため，指導・助言体制を整備する。
- ② 学生の生活上の相談や経済困難に対する生活支援の充実を図る。
- ③ 学生の自立的な活動を支援する体制の充実を図る。

## **2 研究に関する目標**

### **(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標**

- ① 教育科学，教科教育と教科専門，大学と附属学校との緊密な連携による教育現場に立脚した専門的研究の創成を追求する。
- ② 北海道の教育実態に関わる種々の実際的な研究と政策提言を行い，北海道教育委員会及び地方教育委員会との連携の中で全学的な研究課題として積極的に推進する。
- ③ 研究を推進するために，各キャンパス間の教員集団の連携を図るほか，その成果の社会への還元を積極的に進める。
- ④ 北海道の地方自治体，公共・民間団体及び企業と連携した研究活動に取り組み，地域の総

合的な発展に寄与する。

## **(2) 研究実施体制等の整備に関する目標**

- ① 研究活動の活性化及び研究環境の整備充実を図る。
- ② 国内外及びキャンパス間の専門領域ごとの共同研究を推進する。
- ③ 研究目的を達成するために柔軟で可変的な共同研究体制の整備を推進する。
- ④ 研究活動等の状況や問題点を把握し、研究の質の向上及び改善を図るためのシステムを整備し、適切に機能させる。

## **3 その他の目標**

### **(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標**

- ① 北海道地域教育連携推進協議会を通じた北海道全域の教育と文化に関わる地域貢献を強力に推進する。
- ② 「道民カレッジ」などと連携し、北海道全域にわたる生涯学習社会化への対応を強める。
- ③ 各教員の専門研究を生かした地域への多様な貢献を一層広げ、社会に開かれた大学を目指す。
- ④ 留学生の交換など国際交流をさらに発展させ、学生の国際感覚の涵養を目指す。
- ⑤ 学校教育に関する国際協力において拠点大学としての役割を果たす。

### **(2) 附属学校に関する目標**

- ① 道央・道南・道北・道東の4つの圏域と結びつく多様な形態の教育と研究を実施する。
- ② 高度な資質を有する教員を養成するために、教育実習を体系化するとともに、大学と附属学校の密接な連携により、教育及び教員養成に資する実践的、開発的な研究を行う。
- ③ 地域の公立学校及び行政機関や教育機関と連携しながら、北海道の教育実態に関わる種々の実際的な研究と現職教員研修等を行う。

### **(3) 大学憲章に関する目標**

本学の教育研究に関する目標及び理念を中心として、北海道教育大学憲章の制定を図る。

## **Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標**

### **1 運営体制の改善に関する目標**

- ① 本学の基本理念を達成するため、学長のリーダーシップを高め、全学的な視野に立った経営戦略を確立するなど、大学運営の効率性、機動性を最大限確保する。
- ② 大学の自主・自律を基盤として、21世紀の大学の新しい役割に相応しい大学運営、マネジメントの在り方を追求する。
- ③ これまでの各校のそれぞれの地域で果たしてきた役割と独自性を尊重しつつ、大学としての運営の一体性を一層有効に果たせるように、大学運営の効率化と改善を図る。

### **2 教育研究組織の見直しに関する目標**

これまでの分校体制を見直し、機能性と統合性を併せ持つ教育・研究組織に再編する。

### **3 人事の適正化に関する目標**

① 教員人事の適正化に関する目標

優れた人材を広く求め、更に教員の質的向上を図るために、教員人事に関する基準を公開し、インセンティブの付与を可能にする業績の適切な評価システムなどを構築する。

② 事務職員に関わる人事の適正化と資質の向上に関する目標

大学運営の専門職能集団としての機能を強化するため資質等の向上を図る。

③ 人件費の削減に関する目標

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

**4 事務等の効率化・合理化に関する目標**

事務の業務等を見直し、集中化を図り、効率化・合理化を目指す。

**IV 財務内容の改善に関する目標**

**1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標**

① 科学研究費補助金その他研究助成金等の増加を図る。

② 自己収入の安定的確保を図る。

**2 経費の抑制に関する目標**

管理的経費の抑制を図る。

**3 資産の運用管理の改善に関する目標**

資産の使用状況を適切に把握し、有効利用を図るとともに外部資金等の安定的運用を図る。

**V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標**

**1 評価の充実に関する目標**

① 厳正な自己評価の実施と、第三者による評価を主体的に活かした教育研究の質的向上を大学の基本的活動として定着させる。

② 自己点検・評価及び第三者評価を実施し、評価結果を大学運営の改善に十分に反映させるとともに、社会に公表する。

**2 情報公開等の推進に関する目標**

本学の教育研究活動及び運営状況に関する情報を社会に向けて積極的に公表する。

**3 その他の目標**

教職員の行動規範を定め、学内外に周知・公表する。

**VI その他業務運営に関する重要目標**

**1 施設設備の整備・活用等に関する目標**

「ゆとりと調和」が感じられるキャンパスづくりを目指す。

**2 安全管理に関する目標**

「安全で快適な環境」のキャンパスづくりを目指す。

別表（学部，研究科）

学部	教育学部
研究科	教育学研究科